

(健Ⅱ330F)

令和2年11月4日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

予防接種法施行規則の一部を改正する省令について

令和2年10月30日、予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第178号）が公布・施行され、厚生労働省より各都道府県知事あて別添の通知がなされましたのでご連絡申し上げます。

本件は、定期の予防接種等による健康被害の救済措置に係る請求書のうち、死亡者の救済給付に係る請求書については、死亡者の個人番号の記載を求めないこととするものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

健 発 1030 第 2 号
令和 2 年 10 月 30 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

「予防接種法施行規則の一部を改正する省令」の公布について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 178 号）が本日、別紙のとおり公布され、施行されました。

別添写しのとおり、各都道府県を通じ周知いたしましたので、お知らせいたします。



健 発 1030 第 1 号
令和 2 年 10 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 178 号）が本日、別紙のとおり公布され、施行されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む）及び関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

定期の予防接種等による健康被害の救済措置に係る請求書のうち、死亡者の救済給付に係る請求書について、死亡者の個人番号の記載を求めないこととする。

第二 施行期日

公布の日（令和 2 年 10 月 30 日）

○厚生労働省令第七十八号

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）第三十条の規定に基づき、予防接種法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

予防接種法施行規則の一部を改正する省令
予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>2 (略)</p> <p>第十一条の九 死亡一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所</p> <p>二 五 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第十一条の九 死亡一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号</p> <p>二 五 (略)</p>

<p>2 (略)</p> <p>第十一条の十 法第十六条第一項第五号の規定による葬祭料の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所</p> <p>二 四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一条の十六 死亡した者の死亡の当時胎児であった子は、当該死亡した者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所</p> <p>二 三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一条の十七 令第二十四条第八項後段の規定により遺族年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所</p> <p>二 (略)</p> <p>三 死亡した者に係る遺族年金の支給を受けることができた先順位者の氏名及び生年月日、当該先順位者がその死亡の当時有していた住所並びに当該先順位者が死亡した年月日</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一条の二十 令第二十六条第三項第一号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所</p> <p>二 四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第十一条の十 法第十六条第一項第五号の規定による葬祭料の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号</p> <p>二 四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一条の十六 死亡した者の死亡の当時胎児であった子は、当該死亡した者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号</p> <p>二 三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一条の十七 令第二十四条第八項後段の規定により遺族年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号</p> <p>二 (略)</p> <p>三 死亡した者に係る遺族年金の支給を受けることができた先順位者の氏名、生年月日、当該先順位者がその死亡の当時有していた住所及び個人番号並びに当該先順位者が死亡した年月日</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一条の二十 令第二十六条第三項第一号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号</p> <p>二 四 (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

<p>2 (略)</p> <p>第十一条の十 法第十六条第一項第五号の規定による葬祭料の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号</p> <p>二 四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一条の十六 死亡した者の死亡の当時胎児であった子は、当該死亡した者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号</p> <p>二 三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一条の十七 令第二十四条第八項後段の規定により遺族年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号</p> <p>二 (略)</p> <p>三 死亡した者に係る遺族年金の支給を受けることができた先順位者の氏名、生年月日、当該先順位者がその死亡の当時有していた住所及び個人番号並びに当該先順位者が死亡した年月日</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一条の二十 令第二十六条第三項第一号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号</p> <p>二 四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>第十一条の十 法第十六条第一項第五号の規定による葬祭料の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号</p> <p>二 四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一条の十六 死亡した者の死亡の当時胎児であった子は、当該死亡した者の死亡に係る遺族年金を受けることができるその他の遺族が既に遺族年金の支給の決定を受けた後に遺族年金の支給を請求しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号</p> <p>二 三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一条の十七 令第二十四条第八項後段の規定により遺族年金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号</p> <p>二 (略)</p> <p>三 死亡した者に係る遺族年金の支給を受けることができた先順位者の氏名、生年月日、当該先順位者がその死亡の当時有していた住所及び個人番号並びに当該先順位者が死亡した年月日</p> <p>2 (略)</p> <p>第十一条の二十 令第二十六条第三項第一号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。</p> <p>一 死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号</p> <p>二 四 (略)</p> <p>2 (略)</p>
---	---

第十一條の二十一 令第二十六條第三項第二号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日及び死亡の当時有していた住所

二 (略)

三 予防接種を受けたことにより死亡した者に係る遺族年金の支給を受けていた者の氏名及び生年月日、その者がその死亡の当時有していた住所並びにその者が死亡した年月日

2 (略)

第十一條の二十三 未支給の給付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 給付を受けることができた者で死亡したものの(以下「支給前死亡者」という)の氏名及び生年月日

二 四 (略)

2 3 (略)

第十一條の二十一 令第二十六條第三項第二号の規定により遺族一時金の支給を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 死亡した者の氏名、生年月日、死亡の当時有していた住所及び個人番号

二 (略)

三 予防接種を受けたことにより死亡した者に係る遺族年金の支給を受けていた者の氏名、生年月日、その者がその死亡の当時有していた住所及び個人番号並びにその者が死亡した年月日

2 (略)

第十一條の二十三 未支給の給付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

一 給付を受けることができた者で死亡したものの(以下「支給前死亡者」という)の氏名、生年月日及び個人番号

二 四 (略)

2 3 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。